

山口市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、本市で開催される各種イベント等において、参加者が心肺停止状態に陥った際の救急救命活動に備えるため、主催する団体等への自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出機器）

第２条 貸出しを行う機器は、中央消防署及び南消防署へ配置するＡＥＤとする。

（貸出対象）

第３条 ＡＥＤの貸出し対象となるイベントの範囲は次のとおりとする。

- （１）市内で開催され、市民を含む複数の者が参加するスポーツ競技その他各種イベント、式典、祭典、講習会等とする。
- （２）その他、消防長が必要と認めたイベント等とする。

（対象団体）

第４条 ＡＥＤの貸出対象となる団体は、前条で定めるイベントを主催する団体等とする。

（貸出条件）

第５条 ＡＥＤの貸出条件は、次のとおりとする。

- （１）貸出期間は、７日以内とする。
- （２）営利目的に使用しないこととする。

（貸出の申請）

第６条 ＡＥＤの貸出しを希望する団体（以下「申請者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の７日前までに、電子申請により消防長に申請しなければならない。

ただし、電子申請により申請できない場合は、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書」（第１号様式）を消防長に提出しなければならない。

なお、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書」（第１号様式）を提出する場所については、山口市内の各消防署所とする。

（貸出の決定）

第７条 消防長は、前条の規定による申請を受理したときは、貸出しの可否を審査し、その結果を貸出希望期間開始日の前日までに口頭または文書により申請者へ通知する。

- ２ 前項の規定によりＡＥＤの貸出しの承認を受けた申請者は、山口市内の各消防署所において、ＡＥＤの貸出しを受けるものとする。

(貸出中の管理)

第8条 AEDの貸出しを受けた申請者は、常に良好な状態で保管するとともに、機器の特性に配慮した管理及び使用をしなければならない。また、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) AEDは、取扱説明書によって適切に使用すること。
- (2) AEDを処分又は目的外に使用しないこと。
- (3) AEDを転貸又は譲渡しないこと。

(費用の負担)

第9条 AEDの貸出しは、無料とする。

(返却及び使用報告)

第10条 AEDの貸出しを受けた申請者は、返却期日までにAEDの引渡しを受けた消防署所に返却するものとする。

また、貸出し期間中にAEDを使用した場合については、「自動体外式除細動器（AED）使用報告書」（第2号様式）により使用状況等を報告するものとする。

(損害賠償)

第11条 AEDの貸出しを受けた申請者は、故意又は重大な過失によって破損又は紛失させた場合については、「自動体外式除細動器（AED）亡失等届出書」（第3号様式）を消防長に提出するとともに、AEDを原状に復すものとする。

(返還)

第12条 消防長は、貸出し期間中であっても、次の各号に該当すると認めるときは、AEDを返還させることができるものとする。

- (1) AEDの貸出しを受けた申請者が、AEDを使用しなくなったとき。
- (2) AEDの貸出しを受けた申請者が、本要綱に違反したとき。
- (3) その他、消防長が特に必要と認めたとき。

(損害賠償責任)

第13条 市は、AEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。